日本脳炎予防接種を規定どおり接種できていない場合の接種について

平成７年６月１日から平成 19 年４月１日生まれのお子さんは、日本脳炎の予防接種が規定どおり接種できていない場合があります。特に、平成１３年４月２日から、平成１９年４月１日生まれのお子さんは、第１期接種が終わっていない可能性がありますので、お子さんの過去の接種歴にあわせて、下記を参考に接種を受けることをお勧めします。

なお、お子さんの過去の接種歴につきましては、母子健康手帳や予防接種済証により、ご確認ください。

お子さんの これまでの接種・・

- 第１期を全く行わなかった → 6～28日の間隔をあけて
- 第１期初回１回目のみ接種 → 6日以上
- 第１期初回接種は完了 → 6日以上
- 第１期接種は完了 → 6日以上 ※
- 第１期・２期接種ともに完了 → 定期接種は完了（接種は不可）

これから必要な接種・・・

- 第１期初回１回目を接種 → 第１期初回２回目を接種
- 第１期初回２回目を接種 → おおむね１年後 → 第１期追加を接種 → 6日以上 ※ → 9歳以上20歳未満の間に第２期を接種 → 完了
- 第１期初回２回目を接種 → 6日以上 → 第１期追加を接種 → 9歳以上20歳未満の間に第２期を接種 → 完了
- 第１期追加を接種 → 6日以上 ※ → 9歳以上20歳未満の間に第２期を接種 → 完了
- 9歳以上20歳未満の間に第２期を接種 → 完了

※　当該間隔については、通常、第１期接種終了後、おおむね５年の間隔をあけて接種することが望ましいですが、年齢等を考慮し、接種医と相談してください。